

瑞穂町協働事業 ガイドライン



瑞穂町協働のまちづくり推進委員会
瑞穂町協働推進部協働推進課

はじめに ～町民との協働によるまちづくりに向けて～

瑞穂町では、令和3年3月に「第5次瑞穂町長期総合計画」を策定し、その中の基本構想のまちづくりの根底に流れる姿勢として「1 当事者意識を持とう」「2 意識を行動に」を定めています。これらの姿勢は、第4次長期総合計画で掲げられた「自立と協働」を引き継ぐもので、この精神が新たな地域力を次々と作り出し、住民が行政とともに新たな公共サービスを生み出すものとしています。

これまでも、町内会・自治会をはじめとする地域活動団体、ボランティア団体等との協働により、様々な問題や課題の解決に取り組んできました。

平成26年度には、町の協働の指針を示した「瑞穂町協働宣言」を策定し、この宣言を実現するための具体的事項を提言書としてまとめ、協働の仕組みや在り方を整理しました。

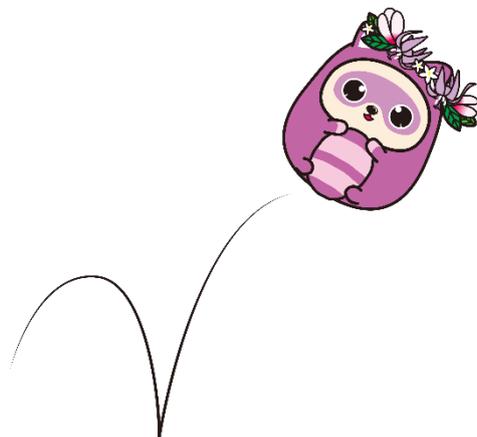
平成28年度には、より実践的な取組として、町民からの新たな協働事業の募集（協働事業提案）を開始し、地域の問題や課題に対しそれぞれの地域特性に適した方法で町民と町が連携し合い、柔軟に対応できるような体制を構築しました。

平成30年度には、協働の進め方や具体的協働事例を紹介することで、より多くの町民に協働を理解してもらい、新たに協働を始める際に活用してもらうため、瑞穂町協働事業ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

令和5年度には、新たに「協働の窓口（みずほマッチング）」を設置し、町民、地域の団体等（各種団体、事業者、ボランティア等。以下「団体等」という。）が抱える問題や課題を解決するため、団体等と町をつなぎ、コーディネートすることにより、協働のまちづくりを推進します。

そのため、ガイドラインを更新し、「協働の窓口（みずほマッチング）」を広く周知するとともに、団体等から協働に関する様々な相談、提案等を受け付け、団体等に対して支援等を行うことにより、新たな協働ネットワーク（町と団体等との連携・情報共有、団体等や人材の発掘等）を構築します。

ガイドラインが町民と町の橋渡しとなり、お互いが協力し合い、一体となって協働のまちづくりを進めるための一助となれば幸いです。



目次

■第1章 協働とは

- 1 瑞穂町における協働の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 協働の重要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■第2章 協働の現状と課題

- 1 協働意識の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 瑞穂町の目指す協働とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 協働の基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

■第3章 協働の窓口（みずほマッチング）

- 1 内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 相談、提案等の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 協働パートナー事業活動の認定条件・・・・・・・・・・ 5
- 4 協働パートナー事業活動への支援等・・・・・・・・・・ 6
- 5 ボランティア保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 協働の窓口イメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 7 協働パートナー事業活動提案書・・・・・・・・・・ 9

■参考資料

- ・ 協働のあゆみ
- ・ 過年度協働事業紹介
- ・ 瑞穂町協働宣言
- ・ 瑞穂町協働のまちづくり推進委員会設置要綱

■第1章 協働とは

「協働」は目的ではなく、手段です。協働をするために何かをするのではなく、何かをするために協働をします。一つの主体ではなく、複数の主体がお互いの立場を尊重し、対等な関係で、共通の目的を達成するために協働という手段を活用します。協働とは、課題解決を図る手段の一つであり、地域の中では既に協働が活用されていることもあります。

1 瑞穂町における協働の定義

協働とは、一般的に「ある共通の目的のために、複数の主体が共に協力すること」ですが、町では、「相互の立場や特性を認め、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けたサービスの提供、更には現場からの政策提案・提言等の協力関係」としています。

行政は、定型的なサービスを安定的に公平に提供する役割があり、地域活動団体は、ある地域特有の課題解決に向け、機能的にサービスを提供することに優位性を持っています。このように、それぞれの機能があり、活動条件も違うことから、互いの長所を活かし、短所を補うことで、新しい要望に対応するより良いサービスの提供が可能となります。

そして、お互いがメリットを得ることが協働の意義であり、この積み重ねが協働のまちづくりに寄与すると考えています。

2 協働の重要性

町では、協働に関する本格的な議論を展開するために、平成25年度から「瑞穂町の協働を考える会議」を組織し、協働宣言を策定する等、協働の重要性について認識し、周知啓発を行っています。

また、近年、企業等の社会貢献やボランティア活動の意欲が高まりつつある中、町政の状況や社会的背景から、町民、各種団体、事業者等が主体的にまちづくりに参画していく上で、協働は欠かせない手段の一つとなっています。

町は、公共的な事業を実施することに長けていますが、NPO、地域活動団体等は、地域のニーズや特性を把握し、地域それぞれの問題や課題に対して、より効果的に解決に取り組むことができます。それらの団体が主体となり、問題や課題の解決を図ることで、きめ細かなサービスの提供ができ、更には地域コミュニティの醸成につながるという効果にも期待ができます。

(1) 町民が得られる効果

- ・地域独自の課題について、より柔軟なサービスが受けられること。

(2) NPOや地域活動団体が得られる効果

- ・町の支援を受け、スムーズに事業展開できること。
- ・地域とのつながりができ、信頼関係が構築できること。
- ・公益性や公共性のある事業を行うことで、団体の活動の幅が広がること。

- ・地域ニーズに対して、自らが主導となり、事業を進められること。

(3) 協働の領域

町民主体 A	町民主導 B	町民・町 C	町主導 D	町主体 E

協働の領域はB～Dとなり、協働の本質はCになります。

B・Cの部分の町民主導の協働事業が多くなるようにし、町民が積極的に行動する協働の形を推進していきます。

■第2章 協働の現状と課題

平成27年4月1日に、町は、協働を更に推進するために、町民により組織された瑞穂町協働のまちづくり推進委員会を設置し、委員と共に協働フォーラムを中心に、様々な周知・啓発活動を行っています。より多くの町民に協働の重要性を理解していただくとともに、協働に対する職員の意識向上やスキルアップも必要になってきます。今までの町主導のまちづくりではなく、町民と一緒に考え行動し、町が協力できることについては積極的に支援していく姿勢が求められています。

1 協働意識の現状

平成26年10月に、瑞穂町協働宣言を策定し、多くの町民が地域活動やボランティア活動等に興味を持ち、積極的に参加できるよう、協働の周知啓発や仕組みづくりに取り組んでいます。

しかし、未だ協働の認知度は低く、町内会・自治会加入率の低下も進む中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、コミュニティ活動も停滞している現状では、町民の社会参画の実態は高いとは言えません。

また、第5次瑞穂町長期総合計画の施策分野で「協働の推進」を定めており、その中で協働型社会の推進は、重点施策や瑞穂町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた施策として示されています。

しかし、町では、協働の考えが浸透するまでには至っておらず、職員の協働意識を向上させていく必要もあり、町民と町の協働のまちづくりは、まだまだ道半ばです。

2 瑞穂町の目指す協働とは

地域のつながりや結束力を強化し、町民一人一人のまちづくりへの関心を高め、町民や団体等と町がそれぞれ自立し、対等な関係で互いに連携しながら問題や課題の解決を図ることを目指しています。

町民や団体等が主体となり、問題や課題の解決を図ろうとする公共的な事業活動について、町がコーディネートし、各部署と調整の上、可能な範囲で協力していくよう

に努めます。

したがって、町主導の委託業務、町民の要望等に対して町単独で解決することは、町の目指す協働とは異なり、町民自らが企画・立案し、主体となって活動する公共的な事業活動に対し、協働の手法を活用することが効果的であると考えています。

3 協働の基本原則



■第3章 協働の窓口（みずほマッチング）

地域の問題や課題を見つけて解決しようとする場合、町と協力することで問題や課題の解決を図ろうとする場合等、協働の窓口（みずほマッチング）を通して、その事業活動の相談、提案等をしてください。

相談、提案等があった事業活動について、問題や課題を明確にし、それぞれの立場でできることを一緒に考え、担当部署にコーディネートし、支援等を行います。

なお、みずほマッチングの名称は、「みずほまち」と「マッチング」をかけたもので、町民の方に分かりやすく、覚えてもらいやすい造語としました。

また、「みずほまるが窓を開けているデザイン」を採用し、「協働の窓口」の周知・啓発に活用しています。

1 内容

（1）協働パートナー事業活動への支援

団体等が町と一緒に公共的な事業活動を実施しようとする場合は、窓口、ホームページ等で相談してもらい、事業活動に関する所定の提案書を提出してもらいます。その後、「協働パートナー事業活動」として認められた事業活動に対し、場所の提供、備品等の貸出、広報の協力、相談支援等の支援を各部署と連携して行います。

（2）ボランティアセンターみずほ等との連携

団体等に対し、ボランティアセンターみずほが行っているボランティア団体等への各種助成等、教育部社会教育課が行っている住民提案型協働事業による生涯学習推進団体等への活動支援等といった既存の他の助成・支援制度等への案内、情報共有等を行い、連携して団体等を支援します。

（3）協働テーマの募集・提案

各部署が抱える課題等について、ホームページ等から「協働テーマ」として募集し、団体等から課題等に対する提案を受け付けます。

（4）団体等同士のマッチング

団体等同士のマッチングを支援し、団体等間のパートナーシップを推進します。

（5）包括協定の締結

団体等との包括協定を締結し、各部署とのマッチングを行います。

2 相談、提案等の流れ

（1）協働の窓口（みずほマッチング）への相談、提案等

- ・窓口は、協働推進課（庁舎2階）になります。
- ・詳細は、町ホームページに掲載されています。
- ・携帯電話等から LoGo フォーム（WEB）を利用し、事前相談等もできます。
- ・相談等の内容によっては、ボランティアセンターみずほ又は教育部社会教育課が

行っている事業を説明し、そちらにご案内します。また、協働テーマの募集・提案、団体等同士のマッチング、包括協定の締結に関する相談等も受け付けます。

(2) 事前打合せ

- ・相談等の内容により、打合せを行います。
- ・町が行う支援等や担当部署等を調整します。

(3) 「協働パートナー事業活動提案書」の作成

- ・協働パートナー事業活動への支援を希望する場合は、協働パートナー事業活動提案書（以下「提案書」という。）を作成してください。
- ・ホームページに、提案書の様式がありますので、ご利用ください。
- ・上記（2）の打合せの際に、提案書を持参しても構いません。
- ・作成方法等が分からない場合又は不明な点がある場合は、協働推進課にお問い合わせいただき、事業活動の内容等のヒアリングを行いながら、一緒に提案書を作成します。

(4) 「協働パートナー事業活動提案書」の提出

- ・提案書を協働推進課（庁舎2階）に提出してください。

(5) 協働パートナー事業活動の確認

- ・提出された提案書を基に、内容を確認します。
- ・提案された事業活動が「協働パートナー事業活動」として認められた場合、6ページに掲げる支援等を行います。

(6) 協働パートナー事業活動の開始

- ・協働パートナー事業活動を開始します。
- ・提出された提案書を基に、協働推進課がコーディネートし、提案者、担当部署、協働推進課の三者で協議・調整を行いながら、協働パートナー事業活動を進めていきます。

(7) 協働パートナー事業活動の報告

- ・後日、協働パートナー事業活動の進捗又は完了を報告してください。
- ・報告書の様式は、問いません。

3 協働パートナー事業活動の認定条件

次に掲げる条件を全て満たしている場合は、協働パートナー事業活動として認められます。

- (1) 3ページに掲げる協働の基本原則に合っていること。
- (2) 団体等と町がWIN-WIN（ウィンウィン）な関係で事業活動を進めることができること。

- (3) 事業活動の効果が特定の人に限定されず、不特定多数の人の利益となりえること。また、営利目的、政治活動、宗教活動等でないこと。
- (4) 企画・立案や事業活動の主体が町民であり、最終的な成果目標が明確で、団体等と町の役割分担が明確であること。
- (5) 団体等の特性を活かして活動することで、将来的に自立して事業活動を発展させる可能性があること。
- (6) 個人ではなく、団体等が行う事業活動であること。

4 協働パートナー事業活動への支援等

協働パートナー事業活動は、その事業活動の内容や目的によって、町が支援等を行うことができる範囲が様々であり、それを明確にするために「協働パートナー事業活動提案書」を作成することになります。

ここでは、町が事業活動をバックアップする支援等の一例を紹介しますが、どの事業活動に対しても該当するわけではありません。個々の事業活動について、担当部署と協議の上、町として支援等を行うことができることを調整するため、事業活動によって支援等の内容は異なりますが、前例に捉われない創意工夫を凝らした支援等を行うことができることが協働のメリットの一つでもあります。

- (1) 場所の提供
 - ・町の施設等を貸し出します（使用料の減免有り）。
- (2) 備品等の貸出
 - ・町の備品等を貸し出します。
- (3) 広報の協力
 - ・広報みずほへの掲載、チラシの配布、掲示等を協力します。
- (4) 後援名義の協力
 - ・イベント等で、町による後援名義を協力します。
- (5) 相談支援
 - ・事業活動の進め方、実施方法等について、相談支援します。
- (6) 助成事業実施団体等の情報提供
 - ・町以外の事業者、団体等が行っている助成事業を紹介します。
- (7) その他
 - ・団体等同士のマッチング、協働に係る情報提供等、上記以外の支援等を行います。
 - ・教育部社会教育課の住民提案型協働事業を案内します。
 - ・ボランティアセンターみずほを案内します。

5 ボランティア保険

協働パートナー事業活動を実施する際は、ボランティア保険に加入することで、事業活動中の怪我等が補償され、安心して実施できるようになります。

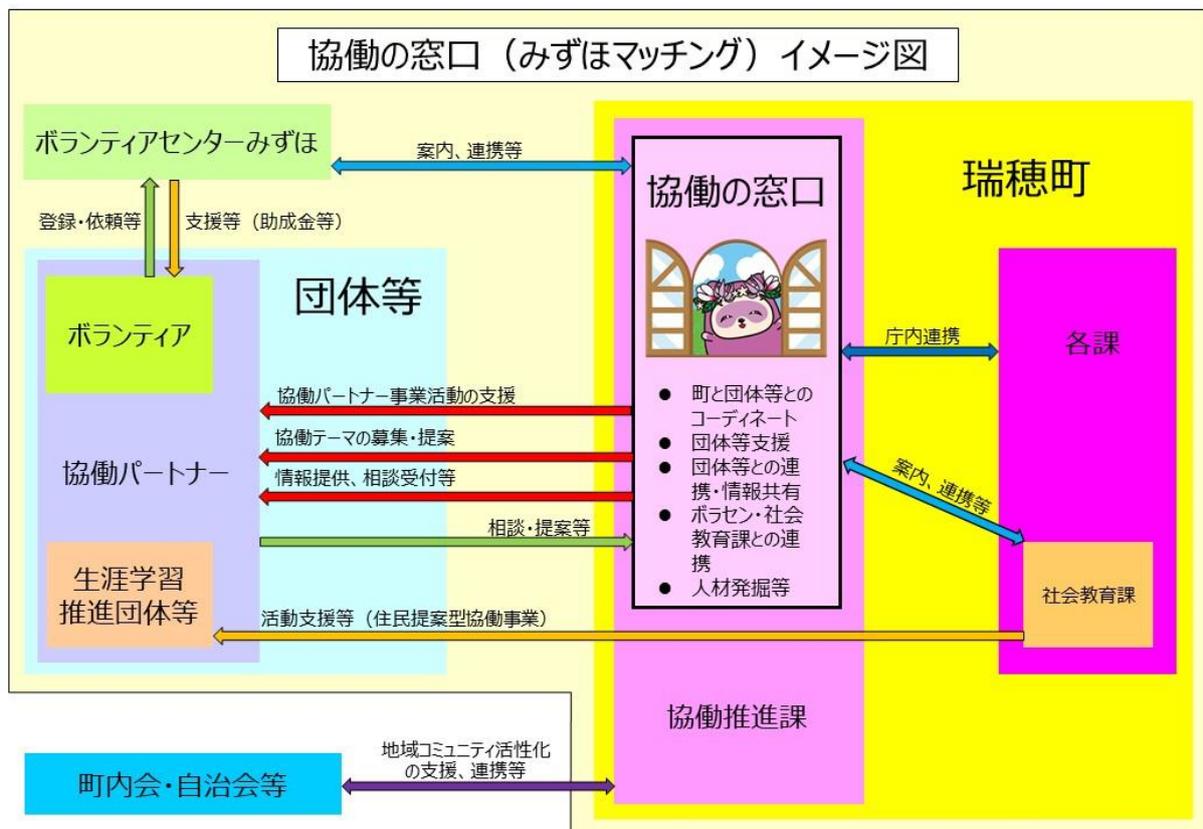
ボランティア保険とは、ボランティア活動中の事故により本人が怪我をした場合と、ボランティア活動中に他人に対して損害を与えたことにより、賠償責任問題が生じた場合の両方を補償する保険です。

なお、ボランティア保険の加入を検討する場合は、ボランティアセンターみずほにお問い合わせください。

問合せ先：ボランティアセンターみずほ（社会福祉法人瑞穂町社会福祉協議会）
住 所：瑞穂町大字石畑2008番地
電 話：557-3036



6 協働の窓口イメージ図



協働の窓口（みずほマッチング）に関する町ホームページは、こちらのQRコードから



7 協働パートナー事業活動提案書

年 月 日

瑞穂町長 あて

団体等名 _____
 所在地 _____
 (代表者)
 氏 名 _____
 電 話 _____

協働パートナー事業活動提案書

瑞穂町協働事業ガイドラインに定められた事項を確認の上、下記のとおり協働パートナー事業活動の実施について、提案します。

1 事業活動の概要	
事業活動名称	
実施期間（日）	年 月 日 ~ 年 月 日
分野 ※該当する番号 に○を付けて ください。	(1) 保健、医療又は福祉の増進
	(2) 社会教育の推進
	(3) まちづくりの推進
	(4) 観光の振興
	(5) 農林業の振興
	(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興
	(7) 環境の保全
	(8) 災害救援
	(9) 地域安全
	(10) 人権の用語又は平和の推進
	(11) 国際協力
	(12) 男女共同参画社会形成の促進
	(13) 子どもの健全育成
	(14) 情報化社会の発展
	(15) 科学技術の振興
	(16) 経済活動の活性化
	(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充の支援
	(18) 消費者の保護
	(19) 前各号に掲げる事業活動を行う団体等の運営又は事業活動に関する連絡・助言・援助
	(20) その他 ()

2 町との協働	
希望する理由	
希望する部署	
3 事業活動の内容等	
目的	
内容	
理由	
効果	
4 事業活動の計画	
スケジュール	
参加者	
スタッフ	
5 事業活動の効果分析	
団体等の特性	

事業活動の整合性	
地域への効果	
事業活動実施後の活動	
6 その他	
備考	
7 添付資料	
資料	



■参考資料

協働のあゆみ

年月	内容
平成23年 3月	「第4次瑞穂町長期総合計画」策定
平成25年 5月	「瑞穂町の協働を考える会議」発足
平成26年10月	「瑞穂町協働宣言」策定、署名式
11月	「瑞穂町協働宣言」宣誓式挙行 (第44回産業まつり開会式でお披露目)
平成27年 3月	「「瑞穂町協働宣言」の実現に向けた提言書」策定・提出
4月	「瑞穂町協働のまちづくり推進委員会」発足
平成28年 3月	「第4次瑞穂町長期総合計画後期基本計画」策定
	「瑞穂町協働フォーラム2016」開催
4月	協働窓口としての体制整備(住民部地域課地域係)
平成29年 3月	「瑞穂町協働フォーラム2017」開催
平成30年 3月	「瑞穂町協働フォーラム2018」開催
12月	「瑞穂町協働事業ガイドライン」策定
平成31年 2月	「瑞穂町協働フォーラム2019」開催
令和 2年	「瑞穂町協働フォーラム2020」中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため)
令和 3年	「瑞穂町協働フォーラム2021」中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため)
3月	「第5次瑞穂町長期総合計画」策定
令和 4年	「瑞穂町協働フォーラム2022」中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため)
令和 4年 4月	協働窓口としての体制整備 (協働推進部協働推進課地域協働係) 「瑞穂町協働事業ガイドライン」改定
令和 5年	「瑞穂町協働フォーラム2023」中止 (新型コロナウイルス感染拡大防止のため)
令和 5年 3月	「瑞穂町協働事業ガイドライン」改定
令和 5年 4月	「瑞穂町協働の窓口(みずほマッチング)」設置

過年度協働事業紹介① 『長岡地区樹林地整備活動』

●実施団体の概要

団体名：瑞穂町の平地林を守る会

団体代表者：中沢 清 氏

協力団体等：西多摩マウンテンバイク友の会、瑞穂自然科学同好会、
郷土資料館学芸員

所管課：建設課、環境課、地域課等

●事業の目的・背景

長岡平地林は、岩蔵街道と八高線線路（箱根ヶ崎駅—金子駅）の間に存在し、シクラメンスポーツ広場の北側に広がる広大な雑木林です。現在は、長い間放置されていてうっそうとしている場所や町の保存樹林地に指定され、手入れがされている場所もあります。また、道にはごみが落ちていることもあり、完全に管理が行き届いているわけではありません。このような平地林をかつての良好な里山となるように適正な管理を行い、自然環境の改善や生物多様性の回復を目指して整備を行っています。

●事業内容

ボランティア団体である瑞穂町の平地林を守る会が主体となり企画・立案し、毎月2回の整備活動（下草刈り、落ち葉掃き等）を行っています。整備に至った経緯として、団体と地権者と町（建設課・地域課）の三者で協議を行い、町は団体と地権者の調整役として協力し、地権者に活動の趣旨を理解してもらったことで、平地林の一部の土地を整備することができました。また、落ちているごみに関しては、環境課の協力及び指導のもと、無料で処分しました。

●今後の事業展開

継続的な平地林の保全を行いつつ、将来的には地元やボランティアの方と一緒に活動するために活動を周知していきます。また、環境教育の場として機能させ、野外学習、体験等に活用してもらおうように検討します。



過年度協働事業紹介②『元狭山地区サロン活動』

●実施団体の概要

団体名：サンサン遊び場
団体代表者：香取 幸子 氏
協力団体等：ボランティアセンターみずほ
所管課：子育て応援課、地域課

●事業の目的・背景

瑞穂町内には数多くのサロンが存在する中、元狭山地区にはサロンが少なく、高齢者や子育て世代の親が引きこもらないように居場所をつくり、世代間交流を目的として活動しています。身近にサロンがあることにより、高齢者の孤立防止や子育て中の母親の不安解消に役立ててもらい、地域コミュニティの活性化を目指しています。

●事業内容

元狭山コミュニティセンターで月1回開催しており、毎回十数名の参加者が集まり、様々な年代の方との会話を通じて地域コミュニティの活性化が図られています。主にボランティアセンターみずほと連携しながら、芸達者の方（大正琴、ハーモニカ等のサークル）を招いて、サロンで披露してもらいます。また、町の子育て応援課には、チラシ等で情報発信をしてもらい、活動のPRを担ってもらっています。

●今後の事業展開

誰でも気軽に立ち寄れるようなサロンを目指し、より多くの参加者を集い、魅力的な居場所になるように引き続き検討していきます。また、サロン活動で得たノウハウを蓄積した方が新たなサロンを立ち上げ、それぞれの地域に身近なサロンが開設されるようにしていきます。



過年度協働事業紹介③『瑞穂・横田友好バスケットボールフェスティバル』

●実施団体の概要

団体名：瑞穂町バスケットボール連盟

団体代表者：小松 揚明 氏

協力団体等：瑞穂・横田交流協会、社会福祉協議会

所管課：企画課、社会教育課、総務課、指導課、子育て応援課等

●事業の目的・背景

瑞穂町バスケットボール連盟主催、瑞穂・横田交流協会協力のもと、小中高生を対象としたバスケットボールの親善試合を実施し、横田基地と瑞穂町の交流を深めました。また、子ども達にスポーツを通じて、国際交流の機会を与え、スポーツによる地域活性化を目的としています。

●事業内容

今回初開催となる「瑞穂・横田友好バスケットボールフェスティバル」を瑞穂中央体育館で開催し、プロバスケットボール選手の参加等もあり、来場者数は約300名となりました。町としては国際交流や子どもの健全育成という主旨を鑑み、当イベントの周知に協力し、公共施設へのポスター掲示や関係機関への情報提供等を行いました。

●今後の事業展開

今回は多くの関係者の協力のもと成功となったが、このようなイベントを毎年実施できるかが課題となり、引き続き検討します。また、バスケットボールに限らず様々なスポーツを通じて、まちづくりに貢献できるような仕組みを構築していくために関係機関と連携を図りながら、情報収集を行います。



過年度協働事業紹介④『防災意識の向上で命を守ろう』

●実施団体の概要

団体名：瑞穂中学校PTA
団体代表者：浜崎 崇 氏
協力団体等：瑞穂中学校、瑞穂ケーブルテレビ
所管課：協働推進課、安全・安心課

●事業の目的・背景

万が一の災害に備え、町から防災知識や防災設備の設置方法を教えてもらうことで、安全で質の高い避難環境を周知するとともに、防災意識の向上に繋がります。また、この事業は、瑞穂中学校PTAから協働推進課に、地域の課題を解決し、町をより良くするための取組として、瑞穂町協働事業ガイドラインによる事業「防災意識の向上で命を守ろう」として提案され、実現したものです。

●事業内容

令和4年10月22日（土）、町と地域が協力して実施したこの協働事業（防災訓練）は、町が瑞穂中学校に設置したマンホールトイレ、応急給水栓等の防災備品の設置・使用方法を映像として記録し、映像を瑞穂町公式YouTubeチャンネルで公開しました。災害時等において、この映像を見て、防災備品の設置・使用に役立ててもらうことができます。

●今後の事業展開

今回同様に、継続して事業を実施し、知っているか知らないかの差が大きい災害発生時、防災意識を持つことで、コミュニティ活動の活性化や防災拠点の適切な維持管理等に繋がり、日頃から総合的にいざという時の地域防災力の向上（危機管理体制の強化）に繋がります。



瑞穂町公式YouTubeチャンネルは、
こちらのQRコードからご覧ください。



瑞穂町協働宣言

～ 手をとって みんなで楽しむ まちづくり ～

瑞穂町は、狭山丘陵や狭山池など身近にある自然、青梅街道や日光街道など歴史を彩った数多くの街道が残っています。

自然と歴史の足跡が残るこの町は、古くから多くの人が行き交うことでさまざまな文化や産業、そして人々のつながりが生み出されています。

先人が残してきた自然や人々が育ててきたさまざまなつながりを大切に守り、未来に向け瑞穂町を育てていくためにも、私たちはみんなで考え、汗を流し、それぞれができることを分かち合い、ひとつになることで、協働のまちづくりを実現します。

1 つながろう 人と人

みんなが縁やきずな、喜びを感じ、共に生きていくために、子どもからお年寄りまでの誰もが、優しさにあふれ、心が通い合う温かい人間関係を築きます。

2 参加しよう 地域づくり

地域の主役である私たちが、誇りを持って、これからも住み続けたいと思えるような地域をつくり上げていくために、地域の行事や活動に参加する意識を持ち、積極的に行動します。

3 楽しもう 生きがいとやりがい

お互いに協力することで、私たちが思い描くまちづくりを実現していくために、遊び心と楽しさを持ち、私たちそれぞれができることを活かすことで、生きがいとやりがいを分かち合います。

4 育てよう 新たな出会い

さまざまな人たちが集まる出会いの場をきっかけに、目的を共有し、人と人とのつながりや支え合いを通じて、新たなコミュニティづくりとコミュニティを支えるリーダーシップを育みます。

5 広げよう 人と心の和

私たちが積み重ねてきた経験や知識を互いに分け合っていくとともに、それらを積極的に発信し、それぞれが持つ魅力を伝えていくことで、人と心の和を広げます。

瑞穂町協働のまちづくり推進委員会設置要綱

平成27年1月14日
告示第 3 号

(設置)

第1条 町民と行政が互いにまちづくりの主体として、役割を分担し、共に考え、一体となって実践する協働によるまちづくりを推進するため、瑞穂町協働のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町における協働の在り方について協議すること。
- (2) 協働に関する事業の実施内容及び進捗状況について評価すること。
- (3) 協働を推進するための具体的かつ実践的な取組について検討すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協働に関する事業の推進に関し、町長が必要と認める事項について協議すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 公募による住民 2人以内
- (2) 社会福祉協議会の職員 1人以内
- (3) 地域活動団体の代表者 7人以内
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 前項第1号に規定する公募による住民は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、応募の時点において年齢が18歳以上のものとする。

- (1) 町の区域内に住所を有する者
- (2) 町の区域内に在勤する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第8条 委員の謝礼金は、支払わない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、協働推進部協働推進課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、瑞穂町審議会等の設置及び運営に関する指針（平成20年訓令第26号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、告示の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による委員の委嘱について必要な行為は、この告示の施行の前においても行うことができる。

(任期の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則（平成29年3月23日告示第53号）

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に在任する瑞穂町協働のまちづくり推進委員会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする。

附 則（令和4年3月31日告示第78号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。



協働に関することは町ホームページをご覧ください。→



瑞穂町協働事業ガイドライン

策 定：平成30年12月策定

改 定：令和4年4月、令和5年3月

発 行：瑞穂町協働のまちづくり推進委員会
瑞穂町協働推進部協働推進課地域協働係

住 所：190-1292

瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

電 話：042-557-7608（直通）

F A X：042-556-3401

メール：kyoudou@town.mizuho.tokyo.jp